

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主への利益還元、法人としての社会への貢献を長期的かつ安定的に提供すべく会社経営を行っており、「本当に正しいことを続けていくこと」を当社の基本的価値観としています。コーポレート・ガバナンスの充実については、この実現に必要な最も重要な施策の一つと認識し、当社グループ全体が一体となり、経営陣が率先して経営の透明性及び健全性の向上に取り組んでまいります。

当社は、当社のおかれている状況や、組織編成の自由度が高い点及び公開大会社が選択出来る機関設計の範囲等を総合的に勘案し、監査役設置会社形態を採用しております。経営に対する監視機能を充実させるため、当社と利害関係がない社外監査役を採用し、法律、証券等の専門家を起用することで監査の実効性を高めてまいります。

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役や使用人からの営業報告聴取等を通じ、当社の重要情報へのアクセスが保証され、取締役の職務執行を監査する体制を確立します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
速水 浩二	2,495,600	10.63
日本証券金融株式会社	1,279,600	5.45
株式会社SBI証券	1,104,000	4.70
株式会社りそな銀行	740,000	3.15
篠崎 晃一	677,000	2.88
佐々木 幹夫	587,700	2.50
松井証券株式会社	582,700	2.48
河口 隆俊	535,000	2.28
石幸 成和	238,950	1.02
近藤 誠聡	238,900	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

更新

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人(新日本有限責任監査法人)との間で、年4回の頻度で、監査方針、監査実施状況等についての報告・説明会を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
帯刀 信司	他の会社の出身者													
飯塚 孝徳	弁護士													
井上 遼	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
帯刀 信司	○	独立役員であります。	大手企業の経営関与者を起用し監査の実効性を向上させるため、社外監査役として選任しております。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
飯塚 孝徳	○	独立役員であります。	法律の専門家を起用し監査の実効性を向上させるため、社外監査役として選任しております。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
井上 逞	○	独立役員であります。	証券の専門家を起用し監査の実効性を向上させるため、社外監査役として選任しております。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与は行っておらず、株主総会で承認された役員報酬額内で、業績を踏まえた役員報酬を決定することとしております。今後につきましては、当社の経営環境等を総合的に勘案し検討して参ります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における当社取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

取締役 4名 64百万円
監査役 3名 4百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役サポートは経営企画部経営企画課が担当し、取締役会その他重要な会議の日程調整、取締役会の開催に際し必要に応じて事前に資料配布及び説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行

(1)取締役・取締役会

取締役会は、業務執行の基本方針を決定する機関として、全取締役(男性4名)で構成されております。取締役会は、代表取締役が議長をつとめ、取締役の職務の執行を監査する監査役が参加し、毎月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(2)経営会議

取締役会への付議事項の審議及び重要案件に関する審議・決議を行う機関として、全取締役(男性4名)で構成されており、原則として毎月1回開催しております。

(3)グループ会社連絡会

各グループ会社の業績進捗状況報告、全社的施策協議・報告等を行う機関として、主要各社社長、主要幹部メンバー(男性8名、女性2名、計10名)で構成されており、原則として毎月1回開催しております。

2. 監査役・監査役会

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議への出席、取締役等からの営業報告聴取、重要な決裁書類の閲覧、本社及び主要な事業所における業務および財産の状況調査、定期的な会計監査人や内部監査担当セクションとの打ち合わせ、子会社からの営業報告聴取・調査、当社コンプライアンス委員会からの報告等を通じ、当社の重要情報へのアクセスが保証され、取締役の職務執行を監査する体制を確立しております。

3. 内部監査

当社の内部監査は経営企画部において同部長及びスタッフ2名で担当しております。又、監査項目によっては、他事業部門スタッフが必要に応じて担当する体制をとっております。定期的に行われる監査に加え、業務効率の向上や適正性の確保を目的とした業務フローの見直しについても適宜行っております。また、日々発生する支払、請求についても監視し、不明な点について担当者に直接確認する体制となっております。

4. 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、業務執行担当の公認会計士2名(定留尚之氏と高橋幸毅氏)と監査業務補助として公認会計士10名、その他11名の合計21名で監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、当社のおかれている状況や、組織編成の自由度が高い点及び公開大会社が選択出来る機関設計の範囲等を総合的に勘案し、監査役設置会社形態を採用しております。

経営に対する監視機能を充実させるため、当社と利害関係がない社外監査役を採用し、法律、証券等の専門家を起用することで監査の実効性を高めております。当該社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。当社は、社外監査役3名を、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、株式会社東京証券取引所の企業行動規範に定める独立役員として指定しております。監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役や使用人からの営業報告聴取等を通じ、当社の重要情報へのアクセスが保証され、取締役の職務執行を監査する体制を確立しております。

当社役員に社外取締役はおりませんが、社外取締役を置くことが相当でない理由は以下のとおりです。現在、当社取締役を退任後長年にわたって外資系IT企業日本現地法人社長としての経験と、企業経営の理解に加えて当社が属するIT業界に関する知見を有しております非業務執行取締役を1名選任しております。当社取締役会においては、同取締役が経営への客観的な助言のみならず、経営の監督及び利益相反の監督機能を担っております。また、現在当事業の特性を踏まえた迅速かつ機動的な意思決定が取締役会で行われております。このような状況下において、同取締役に加えて、又は代替として社外取締役を置くことが、このような迅速な意思決定を阻害する可能性があることから、社外取締役を置くことが相当でないと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、ファンドマネージャー向けの説明会を半期に1回(6月と11月の年2回)開催しており(前回出席者数29名)、当社代表の速水から、決算(通期・第2四半期)の内容及び今後の事業展開について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上(http://www.sehi.co.jp/)にIRに関する資料(決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書)について掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画部経営企画課/IR事務連絡責任者:執行役員経営企画部 部長 松村真一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	主要連結子会社である(株)翔泳社において、取締役総数5名のうち女性役員を2名登用しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a)基本方針

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社文書管理規程及びそれに関連する細則・マニュアルに従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行います。

(b)整備状況

文書管理規程を制定し、それに沿った運用を実施しております。

(2)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)基本方針

(イ)当社は、経営企画部に内部監査機能を設け、内部監査により法令又は定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容及びそれがもたらす損失の程度等について担当部署等に報告し改善策を講じる体制を構築します。

(ロ)当社は、社内のネットワークコンピュータ上を流通する情報やコンピュータ及びネットワーク等の情報システム、いわゆる「情報資産」の重要性を強く認識し、「情報セキュリティポリシー」等必要な規程を制定し、情報セキュリティ委員会が中心となって情報セキュリティマネジメントを遂行します。

(ハ)当社は、当社が取り扱う個人情報保護の重要性を認識し、個人情報適正管理のため「個人情報保護マニュアル」等必要な規程を制定し、代表取締役社長を統括責任者とする個人情報管理体制を構築します。

(ニ)当社は、有事の際の事業継続計画を策定し、従業員に対して教育・訓練を実施します。

(ホ)当社は、経営企画部をリスク管理所管部として、当社及びグループ全体のリスクの抽出、分析及び評価、当社及びグループ各社が実施するリスク防止策の把握、並びに当社及びグループ全体の経営リスクのモニタリングを行います。

(b)整備状況

平時のリスク管理を主な目的とする規程類は整備されており、適切な経営者・管理者を関与させた有効なリスク評価の仕組み、個人情報保護体制及び内部監査体制は整っております。包括的な事業継続計画策定に着手します。

(3)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)基本方針

(イ)経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、取締役会やグループ会社連絡会等の会議において業務報告を通じて月次でチェックを行います。

(ロ)業務執行のマネジメントについては、関係法令又は取締役会規程上の付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。

(ハ)日常の職務遂行に際しては、職務分掌・権限規程、稟議規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

(b)整備状況

当社では、経営計画のマネジメント、業務執行のマネジメント及び日常の職務遂行について、上記方針に則った運営を実施しております。

(4)使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)基本方針

(イ)全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置します。又、従業員の行動基準としてコンプライアンス規程、内部通報制度規程及び関連細則を作成します。

(ロ)従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告義務の受け皿として、業務執行上の通常の報告ルートとは別の内部通報制度を設置します。当社は、当該内部通報者が不利益を被らないように保護規定を設けます。

(ハ)万一コンプライアンスに抵触する事態が発生した場合には、その内容・対策案がコンプライアンス委員会から代表取締役社長、取締役会、監査役、監査役会に報告される体制を構築します。

(ニ)社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は毅然とした姿勢で断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

(ホ)当社及びその子会社は金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクを管理し、予防及びモニタリングを効果的に機能させることで、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(b)整備状況

コンプライアンス委員会を中心とした内部通報制度の運用を実施しています。

(5)当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)基本方針

(イ)当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、当社グループが一体となって事業の発展を図ることを目的として、関係会社管理規程を制定します。

(ロ)当社は、当社グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、当社コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。又、内部通報制度対象者の範囲を、グループ各社に拡大し、グループ各社から役員の不正等に関する内部通報を受けた当社コンプライアンス委員は当社の監査役にその内容を報告する体制を構築します。

(ハ)当社は、当社と関係会社間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、当社会計監査人や顧問税理士等と十分な情報交換を行います。

(b)整備状況

関係会社管理規程を制定し、コンプライアンス委員会を立ち上げたことによって、当社グループの業務適正を確保する基本フレームを構築しております。今後共、関係会社に対する監査、モニタリング活動を通じ、業務の適正を図ってまいります。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

(a)基本方針

(イ)監査役の職務を補助すべき部署は、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課とします。

(ロ)補助内容については、監査役の意見を十分考慮した上で決定します。

(b)整備状況

監査役の職務を補助する専任スタッフはおりませんが、経営企画部経営企画課が、通常業務との兼任でその任にあたっております。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a)基本方針

監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事及び報酬等の決定にあたっては、監査役との事前協議を要することとします。

(b)整備状況

上記基本方針どおり、監査役との事前協議が行われております。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a)基本方針

取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

(b)整備状況

当社監査役は、当社の全ての重要書類に対するアクセスを保証されており、取締役の職務の監査の任にあたっております。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)基本方針

(イ)監査役は会計監査人との間で定期的に会合を持ち、主に会計監査結果についての報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

(ロ)監査役は当社内部監査部門との間で定期的に会合を持ち、主に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等についての現状報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

(ハ)当社は、監査役が監査を行うにあたり、弁護士等の外部の専門家を利用することを希望する場合には、その費用は会社が負担するものとします。

(b)整備状況

当社監査役は、会計監査人と年4回定期的に会合を持ち、会計監査計画とその結果についての報告を受けております。当社監査役は、内部監査部門と年2回定期的に会合を持ち、内部監査計画とその結果について報告を受けております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」(4)(a)(二)に記載しました通り、反社会的勢力排除に向けた基本方針を掲げております。反社会的勢力排除に向けた整備状況は、下記の通りです。

a. 当社グループのコンプライアンスマニュアルの行動基準に「反社会的勢力との関係断絶」という項目を設けており、従業員向けコンプライアンス研修等を通じて、その周知徹底を図っております。

b. 当社グループでは、法令違反、不正行為などの早期発見を図り、コンプライアンス経営の強化に資するための内部通報制度をグループ全体に導入しておりますが、この制度も反社会的勢力との関係排除のための役割を担っております。

c. 反社会的勢力からの不当要求等への対応については、外部の専門機関(リスク管理コンサルタント、弁護士、警察署等)との連携により実施する体制を整えており、今後もその充実に努めてまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、平成19年6月22日開催の当社定時株主総会における決議により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入しております。又、当社は平成21年6月19日及び平成24年6月22日及び平成27年6月19日開催の当社定時株主総会における決議により、同買収防衛策を所要の変更を行った上で継続再導入しております。詳細につきましては、弊社HPをご確認ください。
<http://www.sehi.co.jp/>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

※模式図参照

